

辻元清美議員の「安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する質問主意書」に対する答弁書の不誠実さ

3/8(水) 1:01 by 西田亮介

「安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する質問主意書」に対する答弁書が閣議決定されました 2017.3.7

本日、「[安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する質問主意書](#)」に対する答弁書が閣議決定されました。

以下、質問主意書の各質問に対応するかたちで答弁内容を記載いたします。（答弁書そのものの PDF は[こちら](#)）

一読すると、「～の意味するところが必ずしも明らかではないが」という表現が3度繰り返され、明確な回答を避ける傾向にあることが印象づけられる。なかでも、問題なのは、以下のくだりだろう。

<質問>

問一 「内閣総理大臣夫人」（以下総理夫人）の活動を補佐する公務員、公用車などについて

1 現在、安倍総理夫人の活動を補佐する公務員は存在するか。何人で、どの省庁から、どのような規定にもとづき、派遣されているか。

<答弁書>

ご指摘の「規定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現在、安倍内閣総理大臣の夫人（以下安倍総理夫人という。）が内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること（以下「総理公務補助」という。）を支援する職員二名を内閣官房に置いているほか、日常的には各省庁で勤務しているが、安倍総理夫人の総理公務補助を必要に応じ支援する職員三名を内閣官房に併任させている。これらの職員はそれぞれ経済産業省（中央省庁再編以前の通商産業省を含む。）又は外務省で採用された職員である。

辻元議員が、安倍総理夫人を補佐する公務員の（恐らくは）法的根拠を尋ねているのに対して、計5名の支援担当の職員がいるという状況を説明しているに過ぎない。確かに辻元議員の質問がよりクリアなものであればもっと深まったかもしれないが、質問の意図は概ね明白であり、答弁が質問とずれた回答をしているようにも読める。この点、以下の質問2への回答を読むと恐らくは法的根拠が明確ではないまま、慣習的になされてきたのではないかと考えられるが、**明確な回答がなされない**ためあまりはつきりしない。

<質問>

2 安倍総理夫人の活動を補佐する公務員は、いつからその任についているか。また、公務員が「総理夫人」を補佐する任につくようになったのはいつからか。

<答弁書>

内閣総理大臣の夫人による総理公務補助を支援する職員は、第二次安倍内閣の発足以前から配置されており、同内閣発足後も同じ職員が引き続き配置されていたところである。また、平成二十五年一月には当該職員の後任者等が任命されたところである。

内閣総理大臣の夫人による総理公務補助を支援する職員は、これまでに確認できる限りでは、平成十八年十月四日から平成十九年九月二十五日まで及び平成二十年十月九日から現在まで置かれているところである。

業務報告について具体的に問うた質問3と、回答も噛み合わない。業務報告の形態にも、またそれらがどのように、どのラインで報告されているのかについての回答もなされないままだからだ。

<質問>

3 安倍総理夫人の活動を補佐する公務員は、自らの業務報告をどのように行っているか。業務上知れた内容を、いつ、どのように、だれに対して報告しているか。

<答弁書>

安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員は、内閣官房の職員として、法令に基づき、適切に職務を遂行している。

<質問>

4 安倍総理夫人が使用する公用車は存在するか。また、「総理夫人」に専属の公用車が配置されたのはいつからか。

<答弁書>

お尋ねは、安倍総理夫人又はこれまでの内閣総理大臣の夫人に専用の公用車が割り当てられていたかについて問うものと考えるが、そうした**専用の公用車は、割り当てられていない**。

<質問>

5 二〇一四年十二月六日と二〇一五年九月五日に、安倍総理夫人は大阪の塚本幼稚園で講演しているが、この際に、公務員の秘書やスタッフは随行しているか。また、講演に際して公用車は使用したか。

<答弁書>

平成二十六年十二月六日及び平成二十七年九月五日には、総理公務補助を支援する職員が安倍総理夫人に同行した。なお、その際、公用車は使用していない。

最近各種メディアも注目する総理夫人が公人かどうかを問うた質問もあったが、ここでは総理夫人による総理公務補助についてのみ回答されている。

<質問>

問二 「総理夫人」について

- 1 「総理夫人」というのは、公的な存在か。
- 2 「総理夫人」の公務にはどのようなものがあるか。

<答弁書>

御指摘の「公的な存在」及び「公務」の意味するところが必ずしも明らかではないが、総理公務補助として内閣総理大臣の夫人が行う活動としては、内閣総理大臣の外国出張への同行や、我が国に来訪する外国賓客の接遇、宮中晩餐会への出席のほか、内閣総理大臣の公務の遂行に関連する国内外の会議等への単独での出席等が挙げられる。

<質問>

- 3 総理夫人の私的な活動に、公費が使われることはあるか。例えば、移動・宿泊・通信費などに公費をあてることは可能か。その場合、どのような手続きが必要で、どのような名目で支出されるのか。

<答弁書>

御指摘の「など」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣総理大臣の夫人が行う活動であって総理公務補助以外のものに係る内閣総理大臣の夫人の「移動・宿泊・通信費」に公費が使用されることはない。

<質問>

- 4 総理夫人が何らかの法人の役職に就くことや、その際に「総理夫人」という肩書を使用することは、安倍総理夫人のみの判断で行われるものか。政府への報告や許可は必要ないのか。またそれは、どのような規定にもとづくものか。

<答弁書>

政府において、「総理夫人」という官職や職名は存在せず、お尋ねについて特段の定めはない。

<質問>

問三 二〇一五年九月五日に、安倍総理夫人が塚本幼稚園で行った「瑞穂の國記念小學院を語る」と題された講演について、また「妻は、講演の前の待合室で名譽校長になってくださいと言われたが断っていた。しかし、突然その場で籠池さんからそのように紹介され、拍手をされた。その場で『お引き受けできない』と言うことはできなかったわけでありまして」「その後、これはお引き受けできないとお話したが、父兄の前でああおっしゃったのだから引き受けてもらわないとこまりますよということで引き受けた。その後、先方から何ら説明もなかった」という安倍総理の答弁について

- 1 安倍総理夫人に対し、塚本幼稚園側から、講演の依頼が来たのはいつか。またその依頼は、政府を通して行われたのか。政府を通さず、安倍総理夫人に対して直接行われたのか。
- 2 安倍総理夫人が上記講演を行う事実を、政府が把握したのはいつか。また、その事実を総理に報告したのはいつか。また、安倍総理夫人から講演を行う旨について、政府に報告はあったのか。
- 3 当該講演は、安倍総理夫人の公務として行われたものか、私的な活動として行われたものか。
- 4 安倍総理夫人と籠池氏が待合室で「講演の前の待合室で名誉校長になってくださいと言われたが断っていた」というやりとりをした際に、同席していた政府関係者は誰か。
- 5 安倍総理夫人が「瑞穂の國記念小學院」の名誉校長を引き受けた事実を、政府が把握したのはいつか。また、その事実を総理に報告したのはいつか。
- 6 安倍総理夫人が「瑞穂の國記念小學院」の名誉校長を引き受けたのは、私人としてか。公人としてか。政府の認識を示されたい。また、安倍総理夫人から名誉校長を引き受ける旨について、政府に報告はあったのか。
- 7 「瑞穂の國記念小學院」のホームページに、安倍総理夫人は「籠池先生の教育に対する熱き思いに感銘を受け、このたび名誉校長に就任させていただきました。」「瑞穂の國記念小學院は、優れた道德教育を基として、日本人としての誇りを持つ、芯の通った子どもを育てます。」という発言を「内閣総理大臣夫人」の肩書でよせているが、上記は安倍総理夫人が自ら書いた文章であることを政府は確認したか。上記の文章が掲載されている事実を、政府が把握したのはいつか。また、その事実を総理に報告したのはいつか。

<答弁書>

お尋ねは、特定の個人が行った私的な行為に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

なお、この件に関しては、弁護士の園田寿氏の解説が詳しい。結論を簡潔に先取りすると、**園田氏は明確に公人とまではいえないが「公的人物」として評価すべきではないか**と述べる。

内閣総理大臣夫人・安倍昭恵氏は「公人」なのか「私人」なのか(園田寿)- Y!ニュース

<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20170306-00068380/>

この点に関連して、昨年、筆者は、選挙の際には応援演説に入ったりもするので、実質的に政治的影響力を持つといえるのではないかと、という主旨のことを書いた。

安倍昭恵さんとの「対談」と、その影響力、政治性について(西田亮介)- Y!ニュース

<https://news.yahoo.co.jp/byline/ryosukenishida/20161027-00063761/>

いずれにせよ、ここまでで紹介した幾つかの質問と回答の抜粋を読むだけでも、全体的に噛み合っておらず、日ごろの報道等を通じて「総理夫人」という曖昧な存在について感じる種々の疑問が払拭されたとはいえない。**もし問題はないと胸を張るのであれば、これらの質問に対して、なぜもっと正面から回答しないのか理解に苦しむ。**惜しむらくはもう少し質問が詰められたものであったならば、より明確に回答せざるをえなくなったかもしれないという点だが、さしあたりこれらの答弁が不誠実だとはいえそう

ただしその後も、安倍昭恵氏に関する質問主意書が立て続けに出されている。本稿執筆時点で、逢坂誠二議員の「内閣総理大臣夫人の法的地位に関する質問主意書」と大西健介議員による「安倍昭恵内閣総理大臣夫人に関する質問主意書」が提出されていることがわかる。現時点では未回答だが、そう遠くないうちに回答されるはずで、質問次第でより重要な回答がなされるかもしれない。引き続き注視したい。

■西田亮介

東京工業大学 リベラルアーツ研究教育院 准教授。1983 年京都生まれ。慶應義塾大学総合政策学部卒業。同大学院政策・メディア研究科修士課程修了。同後期博士課程単位取得退学。博士（政策・メディア）。専門は公共政策の社会学。情報と政治（ネット選挙、政党の情報発信）、若者の政治参加、情報化と公共政策等を研究。慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科助教（有期・研究奨励Ⅱ）、（独）中小機構リサーチャー、立命館大特別招聘准教授等を経て現職。著書に、『マーケティング化する民主主義』（2016 年、イースト新書）、『メディアと自民党』（2015 年、角川新書）など多数。



安倍昭恵さんとの「対談」と、その影響力、政治性について

ただし結論を先取りすると、詳細は 2 週間以内にはコンテンツとして公開されることになると思いますが、直接的な意味での「圧力」どころか、詰問口調での質問さえありませんでした。

さらにいえばちょっと拍子抜けというか、**安倍昭恵さんはそれほどぼくに関心を持っていたというわけでさえなかったという印象**です。というのも、形式的には先方から呼ばれて「対談」したことになると思いますが、なぜか「対談」は主に谷崎テトラさんとぼくから質問するというかたちで進行しました。

安倍昭恵さん本人からの質問はかなり少なく、ぼくのこれまでの仕事や主張に強い関心を持っておられる様子ではありませんでした。名刺代わりに『**メディアと自民党**』と『**民主主義**』を持参しましたが、これらの書籍の著者であることもあまり認識されていなかった様子でした（その意味でいえば「対談」して明らかになった安倍昭恵さんの関心との兼ね合いでいうなら、『**無業社会**』をお持ちすればよかったと少々後悔しています）。

しかし意図せずというべきか、「対談」では、前述の『AERA』誌に掲載されたインタビューとはまったく違う角度から、安倍昭恵さんの素の「人となり」に迫る内容になっており、これはこれで広く読んでいただく価値のある実りあるものになったと確信しています。

考えてみれば、**総理夫人の政治性と影響力というのは、なかなか興味深い論点**です。政治家本人は自ら立候補して、選挙で有権者から選ばれるという意味において、主体性と正統性の比較的明確な契機があります。

その一方で、総理夫人となるとどちらも明確ではありません。いわば「**非公式な政治的影響力**」とでもいうべきか、あるとき突如として本人の好みとはまた別の次元で、**公人となることを要請される**わけです。

日本の場合、選挙の応援演説に行くことも求められるでしょう。安倍昭恵さんも同様です。

今夏の参院選においては、たとえば自民党の朝日健太郎議員の応援に立たれたようです。こうした事実を考慮すれば、**好むと好まざると「総理夫人」という看板は少なくともその立場にある限りは下ろすことができない**といわざるをえないのではないのでしょうか。

多様な人のつながりや日本のファーストレディとして極めて新しいタイプの**個人での積極的な活動も、多くの人**が**安倍昭恵さんの政治性や影響力を期待すること**でかたちになっている側面もあるだけに、その役割を引き受け、より生産的な活動につなげていていただきたいと思います。

安倍昭恵さんは「話して分かり合えない人はいないと信じている」という趣旨の発言を随所でされていますが、対象的にというべきか**ぼくは「原則として人は分かり合えないが、共存することもできる」と考えて**います。「対談」してもやはり我々は「分かり合えた」とはいえませんが、その「成果」は遠くないうちに広く読んでいただけるコンテンツになるはずですので、ぜひ楽しみにしていただければと思います。

安倍昭恵夫人にインタビューした西田亮介氏"スピリチュアルなものが好きそうな人だと感じた"

国有地の取得をめぐる問題が連日国会でも取り沙汰されている大阪の学校法人「森友学園」。同法人が独特な教育方針や、4月に開校を予定している「瑞穂の國記念小學院」の名誉校長に安倍首相の夫人・昭恵氏が就任していたことも話題を呼んでいる。

1日に放送された AbemaTV『けやきヒル'sNEWS』では、コメンテーターとして出演した東京工業大学准教授の**西田亮介氏**が、昭恵夫人にインタビューを行った際の印象を語った。

インタビューは昨年 11 月に「BLOGOS」に掲載された「**日本の精神性が世界をリードしていかないと地球が終わる**」**安倍昭恵氏インタビュー**」。雑誌などで昭恵夫人の活動に言及していた西田氏に、本人から Facebook で直接メッセージが届いたことがきっかけで実現したのだという。フットワークが軽く、誰とでも対話を行っているイメージのある昭恵夫人だが、西田氏は**"スピリチュアルなものが好きそうな人だと感じた"**という。

実際、記事中には昭恵夫人の発言として「**主人自身も特別な宗教があるわけじゃないんですけど、毎晩声を上げて、祈る言葉を唱えているような人なんですね**」「(麻は)それなりに「波動の高い植物」だからだと、私は思うんです」といったものがある。「それまでも著書の中で波動や麻に言及してはいたが、あまり注目されていなかった。それをご本人の口から聞いたのは面白かったですね」(西田氏)。

また「**ある種の復古主義的なものや戦前、理屈よりも感情的な観点で日本が良いのだという印象。経済成長についても"ポテンシャルがある"**という主張で、**"こうあってほしい"**ということだと思った。ニートの問題などについても聞いてみたが、**"夢を持ったほうがいい"**とか**"地方には仕事がある"**という話で、僕は噛み合わなかったですね」と振り返った。

内閣総理大臣夫人・安倍昭恵氏は「公人」なのか「私人」なのか

園田 寿 | 甲南大学法科大学院教授、弁護士  3/6(月) 0:13



(写真:ロイター/アフロ)

■はじめに

今、ファーストレディである安倍昭恵氏が「公人」なのか「私人」なのかについて熱い議論が交わされています。

[NHK NEWS WEB 官房副長官「首相夫人は公人でなく 活動は私的行為」\(3月3日 19時26分\)](#)

[tv asahi 「総理夫人は公人ではなく私人」政府が見解示す\(2017/03/04 00:05\)](#)

この問題に関して政府は、安倍昭恵氏が大阪の学校法人「森友学園」で講演したことについて、「総理夫人は**公人ではなく、私人だ**」という見解を示しました。

この「総理夫人は『私人』である」という政府の見方は妥当なのでしょうか？

■「公人」か「私人」かの議論は何のための議論なのか

「公人」という言葉はよく使われる言葉ですが、実はこれに明確な定義はありません。判決文の中でもときどき使われることがあります。法律用語でもありませんし、法的な定義が決まっているものでもありません。あいまいなまま、いろんなところで使われている言葉であるといっても過言ではありません。

ただ明確にすべきは、**この言葉についての議論で、何が問題になっているのか**ということです。

たとえば、「公人」の定義はともかくとして)安倍晋三内閣総理大臣は、だれもが認める「公人」中の「公人」です。しかし、生身の人間である以上、日常生活の中には公務に費やす時間以外に、まったくのプライベートな時間や行動も当然あります。

他方、最高権力者がプライベートな時間をどのように使っているのかについて、国民は強い関心をもっています。それは、彼の一举手一投足が日本の将来に重大な影響を与える可能性があるからです。

つまり、いくら最高権力者だからといって、そのプライベートな事柄すべてに国民の関心が及ぶことを正当化できないことは当然ですが、**プライベートな事柄の多くの部分が国民的議論の対象となることに甘んじざるをえない面**のあ

安倍総理が毎朝どんな食事を召し上がっているのか、どんな音楽を好んで聴かれているのか、どんな映画をご覧になったのか、今どんな本を読まれているのかなど、純然たるプライバシーについて国民が「知る権利」はありません。

しかし、休日にだれとゴルフをされたのか、体調は万全なのか(とくに潰瘍性大腸炎は心配です)、家族の夕食にだれが招待されたのかなど、普通の一般人(私人)ならばプライバシーに属することであっても、「公人」の場合には、場合によってはそのプライバシーの保護が弱まる場合もあります。その中身によっては、国政に大きな影響が出る場合があるからです。

このように、「公人」か「私人」かという議論は、私的な行動に向けられる国民の関心が正当化されるかどうかといった問題で重要になってくるのです。

■「公人」とは何か

上で述べましたように、「公人」という言葉について明確な定義はありません。しかし、最近では、**公人をく公職者)とく公的人物)に分けて議論する考え方が有力**です。

・く公職者)とは

く公職者)とは、すべての公務員ではなく、**国政に重大な影響を及ぼす可能性のある政治家や上級公務員のこと**です。このような人びとは、国民からの全人格的なチェックを受けるべきであるし、国や政府が下した決定、選択した行動については、国民が後から検証できることが民主主義にとって重要だという観点から問題になります。そして、それを保障するものがく知る権利)やく表現の自由)といったく情報流通の自由)なのです。

たとえば閣僚や国会議員、地方議員、知事や市区町村長などがく公職者)の典型例ですが、裁判官や検察官、上級警察官などもく公職者)に含まれます。もちろん、く公職者)の中でも、その影響力の大きさによって、私的な行為に与えられる保護の範囲は当然異なってきます。

・く公的人物)とは

く公的人物)については、議論が分かれるところです。国や政府の意思決定に直接の影響を与えるわけではありませんが、公的な場で政治的議論に積極的に参加したり、日頃の政治的言動を通じて名声や高い社会的地位を得たような人びとは、その行動が**国民の批判にさらされる(リスク)**を当然引き受けられていると考えることができます。しかも、そのような人びとはメディアにアクセスする手段をもっています。批判に対して国民に反論する機会が与えられている人びとです。

場面場面で微妙な判断は必要でしょうが、**一般には、たとえば大企業やマスメディアの幹部、ニュース・キャスター、政治的発言を行う学者・文化人、ジャーナリストなどもく公的人物)と言ってよい**かと思います。また、**前首相や元首相のように、公職を退いてからもその活動が社会に大きな政治的影響を及ぼす可能性のある者もく公的人物)です**。このような人びとは、その政治的影響力の大きさから、く公職者)ほどではないでしょうが、その私的な行為はある程度国民的議論の下に置かれ、プライバシーとしてのその保護は制限されざるをえないでしょう。

なお、政治的な意思決定に関与していない芸能人やスポーツ選手、芸術家などは、く有名人)あるいはく著名人)ではあってもく公的人物)とはいえません。

■総理夫人・安倍昭恵氏は公人か？ 私人か？

では、以上のような観点から評価すると、総理夫人・安倍昭恵氏は公人なのでしょうか、それとも私人なのでしょうか。

安倍昭恵氏はもちろんく公職者)ではありません。**昭恵氏はく公的人物)かどうかという観点から、公人であるかどうか**が問題となります。**「昭恵氏は私人だ」とする政府の見解は、彼女がく公職者)でないという当たり前のことを述べているにすぎず、あまりにも狭すぎる意見**です。

昭恵氏は、従来から一定の政治的傾向をもった活動を行ってきたこと、また、その行動には、秘書や警備など、税金から多額の支出がなされていること、総理夫人としての社会的影響力は極めて大きいこと、何よりもプライベートな面で安倍総理にもっとも親しい人物であり、総理大臣がもっとも信頼を寄せている人物であることなどから、**総理の政治的判断に対して大きな影響を与える立場**にあります。私は、「昭恵氏は公人である」ということを前提として物事を考える方が妥当ではないかと思います。

今回、とくに昭恵氏が、**教育基本法に反する政治的活動を行なっている疑いが強い幼稚園の理事長らと親密な関係をもち、その教育方針に賛同して講演を行ったり、同学校法人が開校予定の小学校の名誉校長に就任していたことが問題になっています**。**政府は、これらの行為が私人としての私的な行為だと主張**していますが、かりに〈公的人物〉の私的な行為であっても、その政治的影響の大きさから判断すると、それに寄せる国民の関心は単なる好奇心ではなく、**まったく正当なもの**ではないでしょうか。

これらについてマスコミが取り上げ、国民的議論を行うことについては、昭恵氏が〈公的人物〉と評価される以上、当然のことだと思います。（了）

【参考文献】

山川洋一郎・山田卓生『有名人とプライバシー』（有斐閣、1987年7月）

浜辺陽一郎『名誉毀損裁判』（平凡社新書、2005年1月）

山田隆司『名誉毀損』（岩波新書、2009年5月）



園田寿 甲南大学法科大学院教授、弁護士

1952年生まれ。関西大学大学院修了後、関西大学法学部講師、助教授をへて、関西大学法学部教授。2004年からは、甲南大学法科大学院教授（弁護士）。専門は刑事法。ネットワーク犯罪、児童ポルノ規制、青少年有害情報規制などが主な研究テーマ。現在、兵庫県公文書公開審査会委員や大阪府青少年健全育成審議会委員などをつとめる。主著に『情報社会と刑法』（2011年成文堂、単著）、『インターネットの法律問題－理論と実務－』（2013年新日本法規出版、共著）、『改正児童ポルノ禁止法を考える』（2014年日本評論社、共編著）、『エロスと「わいせつ」のあいだ』（2016年朝日新書、共著）など。趣味は、囲碁とジャズ。